



第2期小竹町

子ども・子育て支援 事業計画

【ダイジェスト版】

～子ども 親 地域
ともに育ちゆくまち“こたけ”～



本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」を一体的に策定するものです。

小竹町では、この計画に基づき、ソフト・ハードの両面から子育てしやすい環境づくりを進めていきます。

【計画期間】

平成 27年度 (2015)	平成 28年度 (2016)	平成 29年度 (2017)	平成 30年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)
小竹町子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援後期行動計画)					第2期小竹町 子ども・子育て支援事業計画 (次世代育成支援行動計画)				

第2期小竹町子ども・子育て支援事業計画【ダイジェスト版】

令和2年(2020年)3月

発行 福岡県小竹町

〒820-1192 福岡県鞍手郡小竹町大字勝野3349番地

電話 09496-2-1219 FAX 09496-2-1140 <http://town.kotake.lg.jp/>

1. 基本理念

次世代育成支援行動計画の基本理念に沿って、本町ではこれまで、子どもを元気に明るく心豊かに育てるための環境、地域づくり、子育て支援体制づくりを進めてきました。また、地域全体で子育てをサポートし、子どもだけではなく、その親、地域も共に成長できるまちを目指してきました。

本計画でも、基本的な考え方を踏襲しつつ、多様化する保育ニーズに対応するため、設備整備に努め、ソフト・ハードの両面から子育て支援に取り組むことを目指します。



《基本理念》
子ども 親 地域
ともに育ちゆくまち “こたけ”



2. 基本的視点

（１）子どもが健やかに成長することができるという視点

健やかな子どもの育成には、子どもを大切にし、子ども自らが大切にされていると感じられる環境が必要です。そのためには、子育てをする親だけではなく、周りのすべての人々から愛され、大切にされる社会でなくてはなりません。

「子どもの権利条約」の理念に基づき、すべての子どもの人権が尊重されるとともに、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。

（２）子育てや子どもの成長に喜びを感じることができるという視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化している中で、子育てに対する負担や不安を和らげるために、子育て家庭が必要に応じて適切なサービスを利用し、安心して子育てができるよう、サービスの量的拡充や質的改善を図ります。また、親が自主性を発揮し、親自身が子育ての大切さを認識し、子育てに楽しさと喜びを感じ、安心して子育てができるまちを目指します。

（３）社会全体で子育て家庭を支援するという視点

子どもは、親や家庭・学校・地域など社会との関わりの中で育ちます。地域社会は、子どもの成長過程における重要な生活の基盤です。社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、子どもたちを見守り、子育てを支援する地域社会が求められています。

地域でのふれあい・助け合いに基づく子育て支援を推進し、子どもが心身ともに健やかに成長できるまちづくりを目指します。



3. 計画の体系

基本目標

主要課題

子ども
親
地域
ともに育ちゆくまち
こたけ

基本目標 1

地域における子育ての支援
【地域子育て支援】

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援のネットワークづくり
- (4) 子どもの健全育成

基本目標 2

母性並びに乳児及び
幼児等の健康の確保及び増進
【保健】

- (1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
- (2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
- (3) 「食育」の推進
- (4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり
- (5) 小児医療の充実

基本目標 3

子どもの心身の健やかな成長に
資する教育環境の整備
【教育】

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
- (3) 家庭や地域の教育力の向上
- (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標 4

子育てを支援する生活環境の整備
【生活環境】

- (1) 良好な住環境の整備
- (2) 安全な道路交通環境の整備
- (3) 安心して外出できる環境の整備
- (4) 安全・安心のまちづくりの推進

基本目標 5

職業生活と家庭生活との
両立の推進
【仕事と家庭の両立支援】

- (1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
- (2) 仕事と子育ての両立の推進

基本目標 6

結婚・妊娠・出産・育児の
切れ目ない支援の推進
【切れ目のない支援】

基本目標 7

子どもの安全の確保
【安全対策】

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- (3) 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標 8

要保護児童への対応など
きめ細かな取り組みの推進
【要保護児童対策】

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進
- (3) 障がい児施策の充実

4. 子育て支援のための具体的な取り組み

基本目標1 地域における子育ての支援

主要課題(1) 地域における子育て支援サービスの充実

- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター） ■利用者支援事業
- 一時預かり事業（在園児以外対象） ■放課後児童健全育成事業（学童保育所）
- 親子ふれあいクラブ ■子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

主要課題(2) 保育サービスの充実

- 通常保育事業 ■認定こども園 ■延長保育事業 ■病児保育事業 ■一時預かり事業（在園児対象）
- 一時預かり事業（在園児以外対象）【再掲】 ■放課後児童健全育成事業（学童保育所）【再掲】
- 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）
- 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）【再掲】

主要課題(3) 子育て支援のネットワークづくり

- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）【再掲】
- 親子ふれあいクラブ【再掲】 ■児童館 ■子育て支援に関する広報及び啓発

主要課題(4) 子どもの健全育成

- 子どものための活動補助金（自治会活動交付金内） ■子ども会育成会支援 ■ブックスタート
- 少年スポーツ団体支援事業 ■放課後児童健全育成事業（学童保育所）【再掲】
- こたけプレーパーク ■青少年アンビシャス広場 ■児童館【再掲】

基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進

主要課題(1) 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

- 子ども医療費支給制度 ■母子健康手帳 ■妊婦健康診査 ■新生児・妊産婦訪問
- 乳児家庭全戸訪問事業 ■乳児健康診査 ■1歳6か月児・3歳児健康診査
- 予防接種事業 ■母子栄養改善教室（すくすく教室）
- 産後ケア事業（産後ショートステイ、産後デイケア、母乳・育児相談）

主要課題(2) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

- 特別支援教育相談員派遣事業

主要課題(3) 「食育」の推進

- おやこの食育教室 ■親子ふれあいクラブ【再掲】 ■母子栄養改善教室（すくすく教室）【再掲】

主要課題(4) 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- 地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）【再掲】 ■乳幼児健康診査未受診者訪問
- 養育支援訪問事業

主要課題(5) 小児医療の充実

- 子ども医療費支給制度【再掲】

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

主要課題（1）次代の親の育成

■職場体験事業

主要課題（2）子どもの生きる力の育成に向けた学校のエデュケーション環境等の整備

■国際理解教育 ■外国語活動支援 ■総合的な学習の支援 ■いじめを生まない学校づくり推進会議
■ゲストティーチャー ■特別支援教育相談員派遣事業【再掲】 ■認定こども園【再掲】
■一時預かり事業（在園児対象）【再掲】 ■幼児教育と学校教育の連携 ■就学援助
■奨学金（小竹町育英資金貸付基金）

主要課題（3）家庭や地域の教育力の向上

■おやそだちサロン ■親子子育て推進事業 ■青少年健全育成事業（子どもたちの発表会）
■特色ある学校の開放日（小竹教育の日） ■職場体験事業【再掲】

主要課題（4）子どもを取り巻く有害環境対策の推進

■青少年指導委員の活用 ■情報教育の実施

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

主要課題（1）良好な住環境の整備

■移住定住すみよか計画 ■定住促進住宅の整備

主要課題（2）安全な道路交通環境の整備

■信号機、横断歩道等設置要望に対する申請・要望（対公安委員会）
■歩道等の確保、段差解消 公共施設のバリアフリー化の促進 ■生活道路の整備促進

主要課題（3）安心して外出できる環境の整備

■移住定住すみよか計画【再掲】 ■歩道等の確保、段差解消 公共施設のバリアフリー化の促進【再掲】

主要課題（4）安全・安心のまちづくりの推進

■防犯灯の設置及び維持管理 ■防犯に関する啓発

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

主要課題（1）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

■啓発事業

主要課題（2）仕事と子育ての両立の推進

■啓発事業 ■一時預かり事業（在園児以外対象）【再掲】 ■延長保育事業【再掲】
■放課後児童健全育成事業（学童保育所）【再掲】 ■通常保育事業【再掲】 ■認定こども園【再掲】

基本目標6 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進

■子ども・子育て支援に関する連絡会議

基本目標7 子どもの安全の確保

主要課題(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- 春・秋季の交通安全指導活動 ■チャイルドシート貸出事業（直方地区交通安全協会共同）
- 交通安全協会小竹ブロックの活動支援

主要課題(2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- 青少年指導委員の活用【再掲】 ■地域安全推進隊の活動支援
- 「直方地区安全・安心まちづくり推進連絡協議会」の活動支援
- 「子ども110番の家」設置推進会議の活動支援 ■青色防犯パトロール

主要課題(3) 被害に遭った子どもの保護の推進

- 特別支援教育相談員派遣事業【再掲】 ■地域安全推進隊の活動支援【再掲】
- 「直方地区安全・安心まちづくり推進連絡協議会」の活動支援【再掲】

基本目標8 要保護児童への対応などきめ細かな取り組みの推進

主要課題(1) 児童虐待防止対策の充実

- 要保護児童対策地域協議会 ■乳幼児健康診査未受診者訪問【再掲】 ■養育支援訪問事業【再掲】
- 新生児・妊娠婦訪問【再掲】 ■乳児家庭全戸訪問事業【再掲】 ■乳児健康診査【再掲】
- 1歳6か月児・3歳児健康診査【再掲】

主要課題(2) ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭等医療費支給制度 ■児童手当 ■児童扶養手当
- 放課後児童健全育成事業（学童保育所）【再掲】

主要課題(3) 障がい児施策の充実

- 補装具費支給・貸与事業 ■居宅介護事業 ■短期入所事業 ■障がい児通所支援 ■相談支援事業
- コミュニケーション支援事業 ■日常生活用具給付等事業 ■移動支援事業 ■医療的ケア
- 軽度・中等度難聴児補聴器購入費 ■日中一時支援・タイムケア ■地域活動支援センター
- 特別支援教育への支援（特別支援学級への支援） ■就学相談 ■障がい児保育事業
- 障がい児保育環境改善事業 ■学童保育所への障がい児受け入れ ■重度障害者医療費支給制度
- 特別児童扶養手当



5. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の計画期間における量の見込み

本町における教育・保育の提供区域は、地理的条件、人口等社会的条件を踏まえ、広域的に圏域を捉え、1圏域に設定します。

(1) 幼児期の教育・保育に係る量の見込み

就学前児童に対して、主に幼稚園や認定こども園、認可保育所等で教育・保育を行う事業であり、子ども・子育て支援新制度において、1～3号の認定に基づく給付となりました。

平成27年に公立の保育所と幼稚園を統合し、幼保連携型認定こども園として運営しています。

年齢	保育の必要性	認定区分	利用できる施設・事業
満3歳以上	なし	1号認定（教育標準時間）	幼稚園・認定こども園
	あり	2号認定（保育標準時間）	保育所・認定こども園
		2号認定（保育短時間）	
満3歳未満	なし	認定対象外	—
	あり	3号認定（保育標準時間）	保育所・認定こども園 ・地域型保育事業
		3号認定（保育短時間）	

	認定区分			
	3号認定		2号認定	1号認定
	0歳	1～2歳	3～5歳	3～5歳
平成30年度	9人	42人	76人	38人



【令和6年度見込み】

量の見込み	7人	26人	89人	32人
確保量	9人	46人	97人	56人
過不足	2人	20人	8人	24人

(2) 地域子ども・子育て支援事業に係る量の見込み

事業名	内 容	平成 30 年度 (利用実績)	令和6年度 (利用見込み 確保量)
時間外保育事業 (延長保育事業)	乳幼児の福祉の増進を図ることを目的として、保護者の就労形態の多様化に対応して、保育時間の延長を行っています。 (小竹町立小竹こども園 18:00～19:00)	59 人	27 人 60 人
放課後児童 健全育成事業 (学童保育所)	放課後、児童が帰宅しても、保護者が仕事などのため留守家庭となっている児童に対して、保護者に代わり適切な遊び及び生活の場を与えて、健康で情緒豊かな児童を育成することを目的に行っています。	56 人	71 人 105 人
子育て短期支援事業 (ショートステイ・ トワイライトステイ)	保護者が病気になった場合などに、児童福祉施設などにおいて短期間（1週間程度）、児童を預かる事業です。	13 人日	23 人日 23 人日
	ショートステイ：宿泊を伴う預かり	—	14 人日 14 人日
	トワイライトステイ：夕方から夜間にかけての預かり	—	9 人日 9 人日
地域子育て 支援拠点事業	子育て不安に対する相談・指導や子育てサークルへの支援、親子の交流の場づくりなど地域の子育て家庭に対する支援を行います。	808 人回 /1 箇所	134 人回 1 箇所
一時預かり事業	<預かり保育> 幼稚園の在園児や、認定こども園の幼稚園部分の在園児を対象とした一時預かり事業です。	245 人日	140 人日 400 人日
	<その他> 就学前児童全般を対象とした地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業です。	233 人日	772 人日 922 人日
病児保育事業	保護者の就労等の理由により、子どもが病気の際、自宅での保育が困難な場合に、保育所、病院等において保育する事業です。	34 人日	100 人日 100 人日
子育て援助活動支援 事業（ファミリー・ サポート・センター 事業）〔就学児〕	子育ての支援を受けたい人で行いたい人が会員登録し、小学生の放課後の一時預かりなど、子育てについての助け合いを行う事業です。	58 人日	60 人日 1 箇所
利用者支援事業	子どもや保護者が、教育・保育施設や地域子育て支援拠点事業等の子育てサービスの中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で情報提供や相談対応等の支援を行う事業です。	1 箇所	2 箇所 2 箇所
妊婦健康診査	妊娠中の母子の健康管理に資するため、妊娠期間を通して14回の健康診査の助成を行っています。高血圧や高血糖、貧血などの何らかの健康管理が必要な妊婦に対しては、家庭訪問や相談などでフォローしています。	38 人 297 回	50 人 700 回 700 回
乳児家庭 全戸訪問事業	子育ての孤立を防ぎ、居宅にて様々な不安や悩みを聞き、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を行うために、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を、保育士・主任児童委員が訪問します。	27 人	35 人 35 人
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する相談・指導・助言等を行い、必要な場合は家事援助も行っています。	1 人	2 人 2 人